

割賦販売法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号) 1

(附則)

○経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号) 10

割賦販売法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>割賦販売法施行令</p> <p>（所有権に関する推定に係る指定商品）</p> <p>第三条 法第七条の政令で定める指定商品は、別表第一に掲げる指定商品（同表第一号、<u>第四十五号及び第四十六号</u>に掲げるものを除く。）とする。</p> <p>（前払式割賦販売業者等の資本金又は出資の額）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 法<u>第三十三</u>条の二第一項第三号に規定する金額は、二千万円とする。</p> <p>（資産及び負債の額の計算）</p> <p>第六条 法第十五条第二項（法第三十三條の二第二項、第三十五條の三の二十六第二項、第三十五條の三の二十七第二項及び第三十五條の三の六十二において準用する場合を含む。）に規定する資産の合計額又は負債の合計額は、<u>法第十二條第一項（法第三十五條の三の六十二において準用する場合を含む。）</u>の規定による許可の申請の日、<u>法第三十二條第一項若しくは第三十五條の三の二十四第一項の規定による登録の申請の日又は法第</u></p>	<p>割賦販売法施行令</p> <p>（所有権に関する推定に係る指定商品）</p> <p>第三条 法第七条の政令で定める指定商品は、別表第一に掲げる指定商品（同表第一号、<u>第四十三号及び第四十四号</u>に掲げるものを除く。）とする。</p> <p>（前払式割賦販売業者等の資本金又は出資の額）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 法<u>第三十三</u>条の二第一項第二号（<u>法第三十三條の三第二項に</u>）<u>おいて準用する場合を含む。）</u>に規定する金額は、二千万円とする。</p> <p>（資産及び負債の額の計算）</p> <p>第六条 法第十五条第二項（法第三十三條の二第二項、<u>第三十三條の三第二項、第三十五條の三の二十六第二項、第三十五條の三の二十七第二項及び第三十五條の三の六十二において準用する場合を含む。）</u>に規定する資産の合計額又は負債の合計額は、<u>法第十二條第一項（法第三十五條の三の六十二において準用する場合を含む。）</u>の規定による許可の申請の日、<u>法第三十二條第一項若しくは第三十五條の三の二十四第一項の規定による</u></p>

第三十五条の三の二十七第一項の規定による更新の申請の日前一月以内の一定の日（以下「計算日」という。）における帳簿価額（資産のうち受取手形、売掛金、未収入金及び貸付金については貸倒引当金を、有形固定資産（土地及び建設仮勘定を除く。）については減価償却引当金を控除した額。以下同じ。）により計算するものとする。ただし、資産にあつてはその帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額を超えるとき、負債にあつてはその帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下るときは、その評価した額により計算するものとする。

（配当表の作成等）

第十二条 経済産業局長は、法第二十条の三第一項の規定又は第十条第一項若しくは第二項の規定による公示に係る債権の申出をした者（第十条第二項の規定による公示をした後法第二十条の三第一項の規定による公示がされ又は第十条第一項の規定による公示をした場合で次項に規定する場合以外の場合にあつては、法第二十条の三第一項の規定又は第十条第一項の規定による公示及び同条第二項の規定による公示に係る債権の申出をした者）に係る前条の規定による権利の調査の結果に基づき、速やかに配当表を作成し、これを公示し、かつ、許可割賦販売業者等に通知しなければならない。

2・3 （略）

（省令への委任）

登録の申請の日、法第三十三条の三第一項の規定による変更登録の申請の日又は法第三十五条の三の二十七第一項の規定による更新の申請の日前一月以内の一定の日（以下「計算日」という。）における帳簿価額（資産のうち受取手形、売掛金、未収入金及び貸付金については貸倒引当金を、有形固定資産（土地及び建設仮勘定を除く。）については減価償却引当金を控除した額。以下同じ。）により計算するものとする。ただし、資産にあつてはその帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額を超えるとき、負債にあつてはその帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下るときは、その評価した額により計算するものとする。

（配当表の作成等）

第十二条 経済産業局長は、法第二十条の三第一項又は第十条第一項若しくは第二項の規定による公示に係る債権の申出をした者（第十条第二項の規定による公示をした後法第二十条の三第一項の規定による公示がされ又は第十条第一項の規定による公示をした場合で次項に規定する場合以外の場合にあつては、法第二十条の三第一項又は第十条第一項の規定による公示及び同条第二項の規定による公示に係る債権の申出をした者）に係る前条の規定による権利の調査の結果に基づき、速やかに配当表を作成し、これを公示し、かつ、許可割賦販売業者等に通知しなければならない。

2・3 （略）

（省令への委任）

第十六条 この政令で定めるもののほか、法第二十一条（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の規定による権利の実行に關し必要な事項は、法務省令・経済産業省令で定める。

（包括信用購入あつせんに係る情報通信の技術を利用する方法）
第二十三条 第二条の規定は、包括信用購入あつせん業者に準用する。この場合において、同条中「法第四条の二」とあるのは、「法第三十条の六において準用する法第四条の二」と読み替えるものとする。

（割賦販売を業とする者等に対する報告の徴収等）

第三十一条（略）

2・3（略）

4（略）

一～四（略）

五 法第三十三条の二第一項第十号に規定する体制の整備の状況（登録包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。）

六～九（略）

5～10（略）

11 法第四十条第七項の規定により経済産業大臣がクレジットカード番号等取扱業者から報告をさせることができる事項（法第三十五条の十六第一項第一号及び第二号に掲げる者にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項に限る。）は、次のとおりと

第十六条 この政令で定めるもののほか、法第二十一条（法第三十五条の三及び第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の規定による権利の実行に關し必要な事項は、法務省令・経済産業省令で定める。

（包括信用購入あつせんに係る情報通信の技術を利用する方法）
第二十三条 第二条の規定は、包括信用購入あつせん業者、包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係業務提供事業者に準用する。この場合において、同条中「法第四条の二」とあるのは、「法第三十条の六において準用する法第四条の二」と読み替えるものとする。

（割賦販売を業とする者等に対する報告の徴収等）

第三十一条（略）

2・3（略）

4（略）

一～四（略）

五 法第三十三条の二第一項第十号に規定する体制の整備の状況（登録包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。）

六～九（略）

5～10（略）

11 法第四十条第七項の規定により経済産業大臣がクレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取扱業者から報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。

する。

一 法第三十五条の十六第一項に規定するクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置の実施状況

二 法第三十五条の十六第三項に規定する指導その他の措置の実施状況

三 法第三十五条の十七の十五に規定する利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置の実施状況に関する事項

12| 法第四十条第七項の規定により経済産業大臣がクレジットカード番号等取扱受託業者から報告をさせることができる事項は、クレジットカード番号等取扱業者による法第三十五条の十六第三項に規定する指導その他の措置に関する事項とする。

13| 法第四十条第八項の規定により経済産業大臣がクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる事項は、次のとおりとする。

一 販売業者又は役務提供事業者と締結した法第三十五条の十七の五第一項第八号に規定するクレジットカード番号等取扱契約の内容及びその締結の状況

二 法第三十五条の十七の五第一項第八号に規定する体制の整備の状況

三 法第三十五条の十七の八第一項又は第三項の規定による調査に関する事項

四 法第三十五条の十七の八第四項又は第三十五条の十七の九に規定する措置の実施状況

14| 法第四十条第九項の規定により経済産業大臣が包括信用購入

一 法第三十五条の十六第一項又は第三項に規定するクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置の実施状況

二 法第三十五条の十六第四項に規定する指導その他の措置の実施状況

(新設)

(新設)

(新設)

12| 法第四十条第八項の規定により経済産業大臣が包括信用購入

あつせん業者から包括信用購入あつせんに係る業務の委託を受けた者から報告をさせることができる事項は、その委託を受けた包括信用購入あつせんに係る業務に関する事項とする。

(密接関係者に対する報告の徴収等)

第三十二条 法第四十条第十項の規定により経済産業大臣が報告又は帳簿、書類その他の資料の提出を命ずることができる事項は、次のとおりとする。

一〇七 (略)

2 法第四十条第十項の政令で定める者は、個別信用購入あつせん関係販売業者及び個別信用購入あつせん関係役務提供事業者とする。

(都道府県が処理する事務)

第三十三条 (略)

一〇二 (略)

三 前二号に掲げる事務に係る法第四十条第三項及び第十項並びに第四十一条第一項及び第五項に規定する事務

2 (略)

一〇二 (略)

三 前二号に掲げる事務に係る法第四十条第三項及び第十項並びに第四十一条第一項及び第五項に規定する事務

3〇5 (略)

(権限の委任)

第三十四条 法に基づく経済産業大臣の権限であつて次に掲げる

あつせん業者から包括信用購入あつせんに係る業務の委託を受けた者から報告をさせることができる事項は、その委託を受けた包括信用購入あつせんに係る業務に関する事項とする。

(密接関係者に対する報告の徴収等)

第三十二条 法第四十条第九項の規定により経済産業大臣が報告又は帳簿、書類その他の資料の提出を命ずることができる事項は、次のとおりとする。

一〇七 (略)

2 法第四十条第九項の政令で定める者は、個別信用購入あつせん関係販売業者及び個別信用購入あつせん関係役務提供事業者とする。

(都道府県が処理する事務)

第三十三条 (略)

一〇二 (略)

三 前二号に掲げる事務に係る法第四十条第三項及び第九項並びに第四十一条第一項及び第五項に規定する事務

2 (略)

一〇二 (略)

三 前二号に掲げる事務に係る法第四十条第三項及び第九項並びに第四十一条第一項及び第五項に規定する事務

3〇5 (略)

(権限の委任)

第三十四条 法に基づく経済産業大臣の権限であつて次に掲げる

ものは、割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者、クレジットカード番号等取扱業者、クレジットカード等購入あつせん業者、立替払取扱業者、クレジットカード番号等取扱受託業者若しくはクレジットカード番号等取扱契約締結事業者又は指定信用情報機関を利用する者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、第一号から第三号まで、第五号、第七号及び第九号から第十三号までに掲げる権限は、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第十六条第二項(法第十八条第二項及び第二十二条第三項(これらの各規定を法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。))並びに第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。))並びに第十八条の四第一項、第十八条の五第三項及び第五項、第二十条の三第一項から第三項まで及び第五項、第二十条の四第二項並びに第二十二条第二項(これらの各規定を法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。))の規定に基づく権限

三 法第三十条の五の三第一項、第三十三条の五及び第三十四条第一項、同条第二項において準用する法第二十条第二項、法第三十四条の二第一項、第二項及び第五項並びに第三十四条の四の規定に基づく権限

四 法第三十二条第一項、第三十三条及び第三十三条の二第一項、同条第二項において準用する法第十五条第三項、法第三

ものは、割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者、クレジットカード等購入あつせん業者若しくは立替払取扱業者又は指定信用情報機関を利用する者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、第一号から第三号まで、第五号及び第七号から第十一号までに掲げる権限は、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第十六条第二項(法第十八条第二項及び第二十二条第三項(これらの各規定を法第三十五条の三及び第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。))、第三十五条の三並びに第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。))並びに第十八条の四第一項、第十八条の五第三項及び第五項、第二十条の三第一項から第三項まで及び第五項、第二十条の四第二項並びに第二十二条第二項(これらの各規定を法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。))の規定に基づく権限

三 法第三十条の五の三第一項、第三十三条の五、第三十四条第一項、第三十四条第二項において準用する法第二十条第二項、第三十四条の二第一項、第二項及び第五項並びに第三十五条の三において準用する法第二十四条の規定に基づく権限

四 法第三十二条第一項並びに第三十三条及び第三十三条の二第一項(これらの各規定を法第三十三条の三第二項において

十三条の三第一項及び第二項、第三十三條の四並びに第三十四條の三第一項、同條第二項において準用する法第三十四條の二第五項並びに法第三十五條の規定に基づく権限

五 法第三十五條の三の二十一第一項、第三十五條の三の三十一並びに第三十五條の三の三十二第一項、第二項及び第五項並びに法第三十五條の三の三十五において準用する法第二十四條の規定に基づく権限

六 法第三十五條の三の二十四第一項、第三十五條の三の二十五及び第三十五條の三の二十六第一項（これらの各規定を法第三十五條の三の二十七第二項において準用する場合を含む。）、法第三十五條の三の二十六第二項及び第三十五條の三の二十七第二項において準用する法第十五條第三項、法第三十五條の三の二十八第一項及び第二項、第三十五條の三の二十九並びに第三十五條の三の三十三第一項、同條第二項において準用する法第三十五條の三の三十二第五項並びに法第三十五條の三の三十五において準用する法第二十六條第一項の規定に基づく権限

七 (略)

八 法第三十五條の十七の三第一項、第三十五條の十七の四及び第三十五條の十七の五第一項、同條第二項において準用する法第十五條第三項、法第三十五條の十七の六第一項及び第

準用する場合を含む。）、第三十三條の二第二項において準用する法第十五條第三項、第三十三條の三第一項、第三十三條の三第二項において準用する法第十五條第三項、第三十三條の四、第三十四條の三第一項、第三十四條の三第二項において準用する法第三十四條の二第三項並びに第三十五條の三において準用する法第二十六條第一項の規定に基づく権限

五 法第三十五條の三の二十一第一項、第三十五條の三の三十一、第三十五條の三の三十二第一項、第二項及び第五項並びに第三十五條の三の三十五において準用する法第二十四條の規定に基づく権限

六 法第三十五條の三の二十四第一項、第三十五條の三の二十五及び第三十五條の三の二十六第一項（これらの各規定を法第三十五條の三の二十七第二項において準用する場合を含む。）、第三十五條の三の二十六第二項及び第三十五條の三の二十七第二項において準用する法第十五條第三項、第三十五條の三の二十八第一項、第三十五條の三の二十八第二項において準用する法第十五條第三項、第三十五條の三の二十五及び第三十五條の三の二十六第一項、第三十五條の三の二十九、第三十五條の三の三十三第一項、第三十五條の三の三十三第二項において準用する法第三十五條の三の三十二第三項並びに第三十五條の三の三十五において準用する法第二十六條第一項の規定に基づく権限

七 (略)

(新設)

二項、第三十五条の十七の七並びに第三十五条の十七の十二
第一項、同条第二項において準用する法第三十五条の十七の
十一第三項並びに法第三十五条の十七の十四の規定に基づく
権限

九 法第三十五条の十七の十、第三十五条の十七の十一及び第
三十五条の十七の十三の規定に基づく権限

十 (略)

十一 法第四十条第三項、第五項、第七項から第十項まで及び
第十二項の規定に基づく権限

十二・十三 (略)

別表第一の二(第一条関係)

一 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体
重を減ずるための施術を受ける権利(次号に掲げるものを除
く。)

二 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を
減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその
他の治療(美容を目的とするものであつて、経済産業省令・
内閣府令で定める方法によるものに限る。別表第一の三第二
号において同じ。)を受ける権利

三〇八 (略)

別表第一の三(第一条関係)

一 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体
重を減ずるための施術を行うこと(次号に掲げるものを除く
。)

(新設)

八 (略)

九 法第四十条第三項、第五項、第七項から第九項まで及び第
十一項の規定に基づく権限

十・十一 (略)

別表第一の二(第一条関係)

一 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体
重を減ずるための施術を受ける権利

(新設)

二〇七 (略)

別表第一の三(第一条関係)

一 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体
重を減ずるための施術を行うこと。

二 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行うこと。

三 十 (略)

十一 技芸又は知識の教授（第五号から第八号までに掲げるものを除く。）

(新設)

二 九 (略)

十 技芸又は知識の教授（第四号から第七号までに掲げるものを除く。）

改正案	現行
<p>（商取引監督課の所掌事務）</p> <p>第九十二条 商取引監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 割賦販売業者、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、前払式特定取引を業として営む者、指定受託機関、クレジットカード番号等取扱業者、クレジットカード番号等取扱受託業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者、包括信用購入あっせん業者から包括信用購入あっせんに係る業務の委託を受けた者、個別信用購入あっせん関係販売業者、個別信用購入あっせん関係役務提供事業者、指定信用情報機関、指定信用情報機関を利用する者及び認定割賦販売協会の監督に關すること。</p> <p>二〃四（略）</p>	<p>（商取引監督課の所掌事務）</p> <p>第九十二条 商取引監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 割賦販売業者、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、前払式特定取引を業として営む者、指定受託機関、クレジットカード等購入あっせん業者、立替払取次業者、包括信用購入あっせん業者から包括信用購入あっせんに係る業務の委託を受けた者、個別信用購入あっせん関係販売業者、個別信用購入あっせん関係役務提供事業者、指定信用情報機関、指定信用情報機関を利用する者及び認定割賦販売協会の監督に關すること。</p> <p>二〃四（略）</p>